

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月

申立期間当時は、1 枚の納付書により 3 か月分の保険料を納付していた。昭和 50 年 4 月及び同年 5 月の保険料は納付済みになっているにもかかわらず、同年 6 月分が未納となっているのはおかしいので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月以降の国民年金保険料をすべて納付している上、49 年 12 月に結婚し、国民年金の任意加入被保険者となった以降も継続して国民年金に任意加入していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時の納付書は、3 か月分の保険料を 1 枚の納付書で納付する様式であったところ、申立人が保管する申立期間前後の国民年金保険料領収証書から、申立人は、おおむね納付書の納付期間の最初の月に納付していることが確認できる上、オンライン記録によれば、昭和 50 年 4 月及び同年 5 月の保険料も現年度納付していることが確認できることから、同年 6 月分のみを納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月11日から30年4月30日まで
昭和26年から30年にかけてA都道府県のB株式会社C工場で働いた。この期間は厚生年金保険に加入していたのではないかと考え、D社会保険事務所(当時)へ調査を依頼したところ、B株式会社C工場での厚生年金保険の加入記録はあるが、脱退手当金が支給されているとの回答だった。失業保険はE市町村の公共職業安定所で手続をして受け取ったが、脱退手当金の支給を受けた記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の前後119人(全員が脱退手当金の受給要件を満たしている女性である。)の中で、申立人の資格喪失日からおおむね前後2年以内に資格喪失している者は19人であり、そのうち脱退手当金の支給記録があるのは18人で、そのうち15人は被保険者資格の喪失日から3か月以内に支給決定されている一方で、申立人の支給決定は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和31年2月28日に行われており、申立人について、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る脱退手当金の支給がされたとする時期から約半年後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、当該脱退手当金を請求することは不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給記録がある日の約3か月前の昭和30年12月*日に婚姻し改姓しているところ、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、旧姓のままであり、

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名も、60年6月14日まで、氏名変更処理がされていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年4月1日まで

私が有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成6年3月31日まで、有限会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む5人について、平成5年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、6年4月6日において遡^{そきゅう}及して行われている上、同日付けで、代表取締役について5年5月31日に資格喪失した旨の処理も遡及して行われていることが確認できる。

また、有限会社Aの代表取締役は、「社会保険事務所（当時）から呼出しがあり、一人で出向き、社会保険事務所の助言により、遡及した資格喪失届を提出することに同意した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年10月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日の6年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける平成5年9月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 1 月まで

私は、国民年金の任意加入制度のことを知り、昭和 58 年 2 月 16 日に A 市町村役場で加入手続を行った。社会保険事務所（当時）の回答によると、任意加入したのは 59 年 2 月 16 日となっているとのことだが、私の年金手帳では、「昭和 58 年 2 月 16 日」と記載されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金に任意加入した日として昭和 58 年 2 月 16 日と記載され、A 市町村のゴム印が押されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の年金手帳に記載された国民年金記号番号が払い出されたのは、昭和 58 年 11 月 22 日であり、同払出簿の申立人氏名が記載されたページにおいて、申立人よりも前に払い出された 8 人は、すべて 59 年 1 月又は同年 2 月に資格取得していることから、申立人が実際に資格取得の手続を行った日は同年 2 月以降であったと推認される。

また、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が国民年金に任意加入した日として、昭和 59 年 2 月 16 日と記載されていることが確認でき、A 市町村では、申立人が所持する年金手帳に国民年金の任意加入の日として 58 年 2 月 16 日と記載されていることについて、「担当者が記帳する際に年を誤って記載したものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から同年 6 月までの期間、58 年 2 月から同年 8 月までの期間及び同年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から同年 6 月まで
② 昭和 58 年 2 月から同年 8 月まで
③ 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで

申立期間①及び②について、昭和 57 年 3 月及び 58 年 1 月に会社を退職した後、その都度、A 区 B 出張所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間③について、昭和 58 年 12 月に会社を退職した後、C 区 D 出張所で国民年金の加入手続を行った。

保険料はいずれの期間についても、区役所から送付されてきた納付書を使って銀行で納付していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 57 年 3 月及び 58 年 1 月に会社を退職した後、A 区 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、同区役所から送付されてきた納付書により銀行で保険料を納付した。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、C 区において 59 年 3 月 23 日に払い出され、資格取得は 55 年 3 月 9 日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立期間①及び②の保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、A 区において、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 59 年 3 月 23 日に払い出されていることから、申立期間①の一部期間及び②については過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、「過年度納付書が送付されてきたことや、過年

度納付をしたことはない。」と述べている。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「昭和 58 年 12 月に会社を退職した後、C 区 D 出張所で国民年金の加入手続を行い、同区役所から送付されてきた納付書により銀行で保険料を納付した。61 年 4 月に有限会社 E に勤務し、厚生年金保険に加入するまで納付していた。」と主張するところ、オンライン記録によれば、申立期間③以降の 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間も国民年金加入期間であり、その保険料は未納となっていること、及び有限会社 E は、61 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、有限会社 E に勤務していた複数の従業員は、「社長の奥さんから、社会保険料の支払いが大変なので、昭和 61 年 3 月以降は国民年金に加入してほしいとの説明があった。その後も引き続き勤務していたが、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」、「私は、62 年春ごろから勤務したが、入社時に社長の奥さんから、厚生年金保険に加入していないので国民年金に加入するようとの説明を受け、国民年金に加入した。」と証言しており、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から同年3月までの期間及び42年12月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から同年3月まで
② 昭和42年12月から43年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私がA金融機関B出張所で納付した。今まで未納が無いように納めてきたので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の6か月を除き、国民年金に加入している期間について、保険料をすべて納付しているところ、特殊台帳の記録から、昭和55年3月及び同年6月に、36年4月から38年1月までの22か月分の保険料を特例納付（金額は8万8,000円）していることが確認できる。

このことについて、申立人は、「C市町村職員から、年金を受給するためには納付期間が不足しているので、その分の保険料を納付するように言われ、昭和55年に8万8,000円を納付した。」と述べていることから、年金受給権の確保のために当該期間について特例納付したものと考えられる。

また、特例納付は、国民年金の強制加入期間について行うことができるとされているところ、上記の特例納付した昭和36年4月から38年1月までの期間のうち、36年4月から同年11月までの期間及び37年4月から同年11月までの期間は、夫が厚生年金保険に加入しており、申立人は国民年金の任意加入被保険者となり、本来、特例納付ができない期間であったため、時期は確認できないが、その後、納付済みとなっていた当該期間の特例納付保険料を、申立人が国民年金の強制加入被保険者となる38年2月及び同年3月、38年12月から39年3月までの期間、39年12月から40年3月までの期間、40年12月から41年3月までの期間、及び41年12月から42年1月までの

期間に納付したこととする充当処理が行われたことが確認でき、申立人が 55 年に特例納付した時点では、申立期間①及び②を含む 38 年 2 月から 43 年 3 月までの期間は未納であったことが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 6 月から 44 年 4 月までの間に払い出され、資格取得は 35 年 10 月 1 日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認できる。申立期間①及び②の保険料は、払出しの時点では過年度保険料として納付可能であったが、申立人は、「過年度保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、申立人と夫婦連番で払い出されているが、申立期間①及び②については、夫も、昭和 47 年 7 月に、36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間のうち、毎年、厚生年金保険に加入している 4 月から 11 月までの期間を除く期間の国民年金保険料を特例納付するまでは未納であったことが確認できる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 53 年 4 月までの期間及び 60 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から 53 年 4 月まで
② 昭和 60 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間①当時、大学生で A 都道府県に住んでいたが、父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞いた。

また、申立期間②については、私が B 市町村役場の本庁で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 6 年 11 月 1 日、資格取得は 20 歳到達時の昭和 47 年 * 月 * 日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できることから、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B 市町村役場で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、保険料を銀行で納付していた。」と主張するところ、

オンライン記録によれば、申立人は、昭和 60 年 6 月 1 日に株式会社 C における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、次の事業所に就職する同年 12 月までの期間について、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、申立人は、55 年 6 月 2 日に国民年金の被保険者資格を喪失した以降、平成 6 年 12 月 23 日に再取得するまで国民年金に加入した記録は無く、申立期間②は国民年金に未加入の期間となっていることが確認できることから、申立期間②については制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人から提出された家計簿から、申立期間②当時、毎月、保険料の支出は見られるものの、当該保険料の金額は、当時任意継続していた健康保険の保険料の金額とほぼ一致し、国民年金保険料も一緒に納付した場合の金額とは大幅に相違していることから、当該家計簿に記載された保険料が申立期間②の国民年金保険料であると推認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 6 月 30 日までA株式会社に勤務していた。同社での厚生年金保険の資格喪失日は同年 7 月 1 日となるはずであるが、同年 6 月 30 日となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 6 月 30 日までA株式会社に勤務した。」と主張するところ、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和 60 年 6 月 30 日、備考欄に退職日は同年 6 月 29 日と記載され、申立人の雇用保険の加入記録でも、同年 6 月 29 日に離職していることが確認できる。

また、昭和 60 年 6 月 30 日は日曜日であり、A株式会社では、「特別なことが無い限り、日曜日は完全休業日であった。」としており、申立人も、「30 日が日曜日だったとすれば、その日は勤務しなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、「A株式会社における給与は日給月給制であり、退職することは事前に会社に伝えていた。」と述べており、同社では、「当時の賃金台帳等は保管していないが、当時も現在と同じように当月控除だったとすれば、休業日である 6 月 30 日の前日が申立人の離職日となることが事前に分かっているながら、6 月分の保険料を控除することはなかったと考えられる。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月 11 日から 57 年 4 月 16 日まで
② 昭和 57 年 11 月 11 日から 58 年 4 月 16 日まで

私は、申立期間①については、A株式会社B営業所へ出稼ぎに行った。私の出稼労働者手帳でも、その事実が確認できる。

また、申立期間②については、C市町村の有限会社Dへ出稼ぎに行った。申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記載内容から、申立人は、A株式会社B営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社B営業所の当時の事務担当者は、「出稼労働者の給与は日給制であり、日給制の者は、厚生年金保険に加入させておらず、雇用保険のみに加入させていた。」と証言しているところ、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記載内容から、申立人は日給制であったことが確認できる。

また、A株式会社は、B営業所を含むE地域近郊の営業所の社員に係る厚生年金保険の適用を同社F支店で一括して行っており、同社F支店では、「出稼労働者については、雇用保険のみに加入させていた。また、厚生年金保険と健康保険の加入は一体的に行っていた。」と回答しているところ、申立人は、申立期間①について、国民健康保険に加入していること、及び国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、A株式会社F支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①を含む昭和 56 年度に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、

被保険者期間等から出稼ぎ労働者であることがうかがえる者は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、有限会社Dに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Dの当時の事務担当者及び社員は、「出稼ぎ労働者については、社会保険事務所（当時）から、健康保険日雇特例被保険者の適用除外の承認を受けた後、G国民健康保険組合の第二種組合員として資格取得の届出をしていた。厚生年金保険に加入させていたのは、正社員のみである。」と証言している。

また、前述の社員は、「毎年、出稼ぎ労働者を30名程度雇い入れていた。」と証言しているところ、有限会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、被保険者期間等から出稼ぎ労働者であることがうかがえる者は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②について、国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 3 月末まで、A 区にあった有限会社 B に勤務し、入社してすぐに会社から健康保険証をもらい、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び事業主の妻の証言から、申立人は、申立期間当時、有限会社 B に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、有限会社 B は、昭和 61 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、平成元年 7 月 1 日に再度、適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時、有限会社 B に勤務していた複数の同僚は、「社長の奥さんから、社会保険料の支払いが大変なので、昭和 61 年 3 月以降は国民年金に加入してほしいとの説明があった。その後も引き続き勤務していたが、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している上、同社に 62 年春ごろから勤務した同僚は、「入社時に、社長の奥さんから、会社では厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入するようとの説明を受け、国民年金に加入した。」と証言している。

さらに、事業主夫婦及び申立期間に勤務していたことが確認できる従業員 3 人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 21 日から 48 年 4 月 16 日まで
② 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 9 月まで
③ 昭和 54 年 10 月 11 日から 55 年 1 月 12 日まで

申立期間①及び②について、私は、A株式会社に昭和 47 年 11 月から 54 年 9 月までB職として勤務しており、そのことは退社後に事業主が発行した在籍証明書から確認できるが、厚生年金保険の加入記録は、48 年 4 月 16 日から 54 年 2 月 1 日までの期間しかない。

また、申立期間③について、C株式会社へ昭和 54 年 10 月に入社し、B職として勤務しており、54 年 11 月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の加入記録は、55 年 1 月 12 日から同年 12 月 26 日までの期間しかない。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「事業主に依頼して発行してもらった在籍証明書にあるとおり、A株式会社には、昭和 47 年 11 月から 54 年 9 月まで勤務した。」と主張するところ、当該在籍証明書には、「47 年 11 月から 54 年 9 月まで勤務していたことを証明する。」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、雇用保険の記録では、申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和 48 年 1 月 21 日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A株式会社は、昭和 48 年 4 月 16 日に厚

生年金保険の任意適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、申立期間①当時、A株式会社のようなサービス業（飲食店営業）は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、事業主が当該期間に任意適用事業所となるための申請を行ったことがうかがえる事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録では、申立人は、A株式会社を昭和54年1月31日に離職した後、失業手当を受給しており、厚生年金保険の資格喪失日とも一致していることが確認できる上、同僚の一人は、「申立人がA株式会社を退職後、アルバイトをしているのを見かけたことがある。」と証言し、申立人自身も、「A株式会社を退職後に勤務したC株式会社に入社するまで、数か月間、アルバイトをしていた記憶がある。」と述べている。

また、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

なお、A株式会社の事業主の所在は不明であり、事業主から、在籍証明書の発行経緯等について、事情を聴くことができない。

このほか、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人は、C株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C株式会社は、昭和55年1月12日に厚生年金保険の任意適用事業所となっていることが確認でき、申立期間③においては、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立期間③当時、C株式会社のようなサービス業（飲食店営業）は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、事業主が当該期間に任意適用事業所となるための申請を行ったことがうかがえる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間③において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人が所持する昭和54年11月の給与支払明細書において確認できる申立期間③の一部に係る厚生年金保険料の控除については、控除されるべきではない保険料が誤って控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできず、また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。